

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | さいたま市宇宙劇場の特別の設備の許可 |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市宇宙劇場条例 |
| 条 項 | | 第7条 |
| 所 管 部 課 | | 教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話：048-881-1515) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 画一的な基準を設定することが難しいため、個々の事例に応じて適切に判断する方針としている。 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |